

## ○高知市児童福祉審議会条例

(平成 26 年 1 月 1 日条例第 8 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日条例第 43 号 平成 27 年 10 月 3 日条例第 112 号  
平成 29 年 4 月 1 日条例第 30 号

### (設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項及び第 3 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条の規定に基づき、高知市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(1) 法第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する事項

(2) 認定こども園法第 25 条に規定する事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、審議会は、高知市子ども・子育て支援会議条例(平成 25 年条例第 54 号)第 2 条の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務について処理することができる。この場合において、審議会は、同項に規定する合議制の機関とする。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 前項に定めるもののほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 5 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定(法第8条第3項及び認定こども園法第25条に係る部分に限る。)は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(調査審議事項の特例)

- 2 審議会は、前項ただし書に規定する日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定に基づき同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項について、この条例の規定の例により調査審議を行うことができる。

(会議の招集の特例)

- 3 平成26年4月1日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(高知市児童福祉施設最低基準条例の一部改正)

- 4 高知市児童福祉施設最低基準条例(平成24年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「高知市社会福祉審議会条例(平成12年条例第23号)第1条第1項に規定する高知市社会福祉審議会」を「高知市児童福祉審議会条例(平成26年条例第8号)第1条に規定する高知市児童福祉審議会」に改める。

附 則(平成26年4月1日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(高知市児童福祉審議会条例の一部改正)

- 2 高知市児童福祉審議会条例(平成26年条例第8号)の一部を次のように改正する。  
附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

附 則(平成27年10月3日条例第112号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市児童福祉審議会条例の規定に基づき高知市児童福祉審議会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知市児童福祉審議会条例の規定に基づき高知市児童福祉審議会の委員として委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における高知市児童福祉審議会の委員としての残任期間に相当する期間とする。